

## 第 2 章 關係地域

## 第 2 章 関係地域

### 2-1 関係地域の基準

環境影響評価における関係地域は、本事業計画に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域とした。

本事業計画において環境影響の範囲が最も大きいと考えられる環境要因は、煙突排出ガスによる大気汚染物質の排出である。「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省）（以下、「指針」という）に基づき、煙突から排出された大気汚染物質の最大着地濃度の距離を推定し、計画地を中心として、その推定距離の 2 倍を半径とした地域を関係地域として設定した。

指針では、煙突実体高と排出ガス上昇分を加算した有効煙突高、拡散式（ブルーム式等）から、煙突実体高から一般的な値として、汚染物質の最大着地濃度の出現予想距離が推定されている。

本事業計画における施設建設計画では、煙突高が 35m と計画されている。この場合の最大着地濃度出現予想距離は、1.8km 程度であるが、この 2 倍の半径 3.6km を環境影響が及ぶと考えられる範囲として設定することが一つの案として考えられる。

しかし、指針では一般的な値としていることから、より安全側に設定することとし、計画地を中心として半径 5km を関係地域として設定した。

### 2-2 関係地域

前項の基準に基づき設定した本事業計画に係る環境に影響を及ぼす地域は図 2-2-1 に示すとおりであり、以下の 3 市が関係している。

- ・ 大月市
- ・ 都留市
- ・ 甲州市（山間部にあたる一部のみ）



## 凡 例

- : 事業区域
- : 関係地域 (半径 5km)

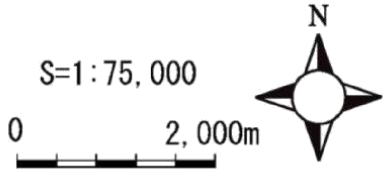


図 2-2-1 環境に影響を及ぼす地域